

2021年12月27日

各 位

会社名 株式会社ANAP
 代表者名 代表取締役社長 家高 利康
 (JASDAQ・コード番号3189)
 問い合わせ先 執行役員経営管理部門長 豊田 陽介
 電話番号 03-5772-2717

第三者割当により発行される第4回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2021年12月27日の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2022年1月21日
(2) 新株予約権の総数	5,000個
(3) 発 行 価 額	総額4,650,000円（新株予約権1個につき930円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	500,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 資 金 調 達 の 額	204,650,000円（差引手取概算額：199,850,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：4,650,000円 新株予約権行使による調達額：200,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1株当たり400円（固定）
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	株式会社Showcase Capital（以下、「Showcase Capital」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ② 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2021年12月27日）時点における当社発行済株式総数（4,854,800株）の10%（485,480株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ③ 新株予約権の取得

	<p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑤ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。</p> <p>＜ 新株予約権の取得請求＞ 割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2023年12月20日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。</p> <p>⑥ その他 前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本資金調達の目的及び理由】

当社グループは、当社と連結子会社1社により構成されており、主に若年層向けのカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としております。店頭での対面販売を行う「店舗販売事業」、自社運営のECサイト及び外部のECサイトでの販売を行う「インターネット販売事業」、法人向けの販売を行う「卸売販売事業」を主要なセグメントとし、事業活動を行っております。店舗販売においては販売力の高いスタッフによる接客を行いながら、ブランドの世界観を表現し、自社オリジナルのECサイトは、ファッションEC創世記から、他社に先駆けて展開してきたことで、業界でも高水準のEC比率を強みとして事業拡大してまいりました。また、連結子会社のANAPラボでは、AI技術等を駆使し、ファッション領域を中心としたシステム開発事業や、EC総合コンサルティング事業、EC総合運用サービス事業等を行っております。

当社が属するカジュアルファッション業界はかねてより、国内人口減、少子化等を背景とした市場の縮小、原材料や物流費高騰等を背景とする生産コストの上昇、生産過多による過剰在庫の問題が起きるなど構造不況の兆候がありました。その状況の中で2020年初頭より新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、外出自粛による来訪客数の減少、ファッション衣料品需要の低下、店舗においては休業や時短営業を余儀なくされる状況が継続し、非常に厳しい経営環境が継続しております。当社も例外ではな

く、当該事象により多大な影響を受け、店舗の来客数が落ち込む中、高いEC比率で下支えをしておりますが、足元ではファッションECの業界においても、参入企業が増加し競争が激化しており、苦戦が続いております。

このような非常に厳しい経営環境の中、当社は2020年8月期につきまして、親会社株主に帰属する当期純損失371百万円、2021年8月期も同損失791百万円を計上いたしました。純資産残高につきましては、2021年8月期末におきまして、573百万円となっており、過去2期で1,000百万円超減少しております。

当社は2021年8月期において、役員報酬の減額、希望退職制度の実施、業務委託契約の見直し、物流倉庫の一部返還など、感染拡大が継続する不測の事態に備え、より踏み込んだコスト削減策を実施いたしました。固定費を大幅に抑えることにより、損益分岐点を低下させ、コロナ禍に耐えうる事業構造への転換をはかっており、2022年8月期よりこの削減効果は寄与してくる見込です。

営業面に関しましては、コロナ禍での競争激化によりECが苦戦する中、店舗販売とも連携したライブコマースを積極的に展開しており、緩やかに成果が出始めております。一方で新規出店拡大については、2021年8月末時点で感染拡大の影響が最も強く出ていたことから、新規出店については一旦停止する方針としており、2022年8月期の業績予測にも織り込んでいません。

足元では新型コロナウイルス感染症拡大の影響はワクチン接種が進んでいることもあり、感染者数が減少してきており、当社の経営環境も緩やかに戻りつつあります。特に店舗販売は、2021年9月までの外出自粛の影響を大きく受けてきたことから、同年10月以降、回復の傾向が顕著にみられ、来客数の増加とともに、販売も増加しております。当社の店舗販売は販売力の高いスタッフの接客を強みとしており、現在は新規出店については、一旦停止しているものの、事業拡大のためには販売力の高い店舗を増やしていくことは必要不可欠と考えております。そのため今後の感染状況次第では新規出店を再開することを視野に入れ、中長期的には店舗数は拡大していく方針をもっております。また、店舗のイメージカラーは長年使用してきたピンクから黒へと順次変更しております。創業時から”こだわらないこと”“にこだわり、自身がコアイメージをもつことなく、そのときの”時代”の雰囲気をお客様に提供していくことを重視しており、既存店舗の改装についても今後は進めていきたいと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の完全終息を予見することは困難であり、今後再度、変異株の感染拡大等が起これば、経営環境が悪化した場合、当社のキャッシュ・フローや財務状況に影響を与える可能性があります。

当社は現在、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。未実行残高に十分な余裕があり資金繰りには当面支障がありませんが、2021年8月期末において、現預金残高は666百万円、短期借入金残高は1,050百万円と財務状態は悪化の傾向にあり、今後の状況次第では運転資金確保の必要性が出てくる可能性もあります。

そのような状況の中、当社としましては、不測の事態に備え、財務体質改善のための資本増強を行いつつ、中長期的にはアフターコロナにおける新規出店計画を実施することが、収益力を高め、将来における経営基盤の安定化と企業価値の増大、ひいては既存株主の株主価値向上につながるものと判断し、本新株予約権の発行による資金調達を実施することを決定いたしました。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本新株予約権の発行（以下、「本資金調達」という。）を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

（1）その他の資金調達方法の検討について

当社は、本資金調達を実施するにあたり、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討致しました。間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から

資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境を鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割り当てによる株式及び新株予約権の発行より割高であること、とりわけ、公募増資については、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する本新株予約権の発行による資金調達方法は、当社の当面の資金需要に対処するとともに、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様の利益に十分に配慮しながら継続的な資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

Showcase Capital に対する本新株予約権は、下記に記載の通り既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮することができる特徴があり、当社株式の流動性を確保しつつ資金調達が可能となっていることから、現時点において他の資金調達と比較して優れていると判断いたしました。

また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③株式流動性の向上に資するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した当社株式の一部を売却する場合には、市場動向を勘案しながら売却すること、④環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であり、この点、Showcase Capital との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れたうえで本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮しつつも資金調達が可能

本新株予約権は、潜在株式数が 500,000 株と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。

また、割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先である Showcase Capital は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2021年12月27日）時点における当社発行済株式総数（4,854,800株）の10%（485,480株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されておりますので、一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の10.3%（500,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、Showcase Capital に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権には、以下の特徴があります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は400円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から500,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2021年12月27日)時点における当社発行済株式総数(4,854,800株)の10%(485,480株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(3) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(4) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	204,650,000円
内訳(本新株予約権の発行による調達額)	4,650,000円
(本新株予約権の行使による調達額)	200,000,000円
発行諸費用の概算額	4,800,000円
差引手取概算額	199,850,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用、登記費用関連費用、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)となります。
3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① 新規出店及び既存店舗改装のための資金	150,000	2022年1月～2023年12月
② 運転資金	49,850	2022年1月～2023年12月

- (注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社金融機関普通預金口座にて管理することとしています。
2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。そのため、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、手持ち資金又は他の資金調達により充当し、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。上記は、現時点における優先順位の順に記載しており、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、優先順位の高位から順次充当して参りますが、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。また、見直しを行う場合には、速やかに開示いたします。

具体的な資金使途は以下のとおりです。

① 新規出店及び既存店舗改装のための資金

本調達資金のうち150,000千円を新規出店及び既存店舗改装のための資金に充当する予定であります。内訳は新規出店のために100,000千円、既存店舗改装のために50,000千円を充当する予定であります。具体的な支出時期は現時点では未定ですが、2023年12月までの間に新規出店については5店舗程度、改装店舗については、3～4店舗程度に資金を充当していくことを考えております。

② 運転資金

本調達資金のうち49,850千円を運転資金として、新規出店等の商品仕入代金に、また調達後速やかに販売費及び一般管理費等の支払いに充当してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況が想定以上に悪化、長期化した場合等、資金使途について変更する可能性がございますが、その際は速やかに開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、財務基盤の改善を図り、その上で事業の拡大を行うことは、成長基盤の確立と企業価値の向上につながり、更には株主価値の持続的向上に資する合理的なものであると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(代表取締役社長 野口真人、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)(以下、「プルータス」という。)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価(400円)、行使価額(400円)、配当率(0.0%)、権利行使期間(2年間)、無リスク利率(-0.1%)、株価変動性(98.71%)、当社と割当予定先の行動等について、本新株予約権の

発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。当社はプルータスによる評価結果を参考に、第4回新株予約権の1個当たりの払込金額を評価結果と同額の930円(1株当たり9.3円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(2021年12月24日)の終値である400円に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均388円に対する乖離率は3.1%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均359円に対する乖離率は11.4%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均349円に対する乖離率は14.6%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員より、プルータスは当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は500,000株であり、2021年12月27日現在の当社発行済株式総数4,854,800株に対し10.3%(2021年8月31日現在の当社議決権個数45,188個に対しては11.1%)の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、本資金調達には、当社グループの事業規模拡大及び財務基盤の強化を目的に行うものであり、当社企業グループ全体での売上高及び利益の向上並びに財務体質の安定化につながることから、中長期的には企業価値の向上による既存株主の皆様への利益拡大が図られると考えております。

また、本新株予約権は取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

さらに、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の500,000株を行使期間である約2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約992株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高226,031株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、2019年8月期14.39円、2020年8月期△85.47円、2021年8月期△175.57円となっております。本件の資金調達により調達した資金を上記の用途に充当することで、当社の持続的な成長が期待でき、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社Showcase Capital		
(2) 所 在 地	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル 14F		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 永田 豊志		
(4) 事 業 内 容	ベンチャーキャピタル投資、ファイナンス支援事業、アドバイザー事業		
(5) 資 本 金	10百万円		
(6) 設 立 年 月 日	2017年8月8日		
(7) 発 行 済 株 式 数	1,000株		
(8) 決 算 期	12月31日		
(9) 従 業 員 数	0人		
(10) 主 要 取 引 先	株式会社ショーケース		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社ショーケース 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
純 資 産	91	18	32
総 資 産	445	318	135
1株当たり純資産(円)	91,128.75	18,025.07	32,662.80
売 上 高	351	—	93
営 業 利 益	236	△69	19
経 常 利 益	232	△73	17
当 期 純 利 益	183	△73	14
1株当たり当期純利益(円)	183,909.25	△73,103.68	14,637.73
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(注) 当社は、Showcase Capital から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。Showcase Capital は、東京証券取引所市場第一部に上場する株式会社ショーケースの完全子会社であり、株式会社ショーケースが東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システムに関する事項」における「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を確認の上、当社は、割当予定先(Showcase Capital)・割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)は反社会勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が Showcase Capital を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いこと、第三に短期的な資金ニーズに対応するために新株予約権の引受を行っていただけることを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。本資金調達の検討の過程で Showcase Capital も含めた割当予定先候補と協議・交渉を行う中で、上記の前提条件を充たしたうえで、当社の資金調達に関する意向を尊重いただける割当予定先として、東京証券取引所市場第一部企業の子会社であり、社会的信用力の高い Showcase Capital を選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

Showcase Capital とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、Showcase Capital からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式の売却についても特段の取り決めはありませんが、本新株予約権を中長期において保有する意向はないため、当社の意向を尊重し、新株予約権の行使による資金調達を優先しつつ、市場動向を勘案しながら本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を順次売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、2020年12月期に係る Showcase Capital の損益計算書により、当該期間の売上高が93百万円、営業利益が19百万円、経常利益が17百万円、当期純利益が14百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2020年12月31日現在の純資産が32百万円、総資産が135百万円であることを確認いたしました。また、当社は Showcase Capital の預金口座の残高照会の写しを受領し、2021年11月30日現在の預金残高が112百万円であることを確認し、残高照会の時点から払込時までには大きな変動及びその予定がないことを Showcase Capital と口頭で確認を行い、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、Showcase Capital は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の創業者であり現在主要株主である中島篤三氏との間で、当社株式の貸借契約を締結します。

当社は、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたこと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことにより、Showcase Capital が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

Showcase Capital は、当社の創業者であり現在主要株主である中島篤三氏との間で、2021年12月27日から2023年1月20日までの期間において当社普通株式100,000株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定であります。

当該株式貸借契約において、Showcase Capital は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社が Showcase Capital との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株及び本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2021年8月31日現在)	
家高 利康	21.36%
中島 篤三	18.33%
(株)AS メディカルサポート	2.26%
(株)SBI証券	2.15%
亀井 一広	1.33%
家高 祐輔	1.11%
中島 睦美	1.04%
高倉 正和	0.89%
(株)近藤紡績所	0.89%
NAX JAPAN(株)	0.89%
竹内 博	0.89%
荻原 郁夫	0.89%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、2021年8月31日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2022年1月21日から2024年1月20日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

2022年8月期の業績の見通しにつきましては、2021年10月12日に発表いたしました2022年8月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項、

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意見確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期
売上高	6,261,081千円	5,659,810千円	5,078,905千円
営業利益	88,379千円	△329,875千円	△644,032千円
経常利益	91,940千円	△284,402千円	△633,941千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	62,212千円	△371,502千円	△791,434千円
1株当たり当期純利益	14.39円	△85.47円	△175.57円
1株当たり配当金	6.00円	3.00円	—
1株当たり純資産	388.08円	304.07円	126.77円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2021年12月27日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,854,800株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期
始値	942	572	586
高値	1,158	1,419	636
安値	550	211	310
終値	572	576	363

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	363	322	367	351	331	294
高値	365	387	380	357	463	754
安値	313	310	323	322	296	274
終値	324	363	355	330	297	400

(注) 2021年12月の株価については、2021年12月24日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2021年12月24日
始値	408円
高値	415円
安値	397円
終値	400円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

株式会社ANAP 第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ANAP第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金4,650,000円
3. 申込期日 2022年1月21日
4. 割当日及び払込期日 2022年1月21日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、株式会社Showcase Capitalに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式500,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下、「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 5,000個
8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金930円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、400円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{1}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{1}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどま

る場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2022年1月21日から2024年1月20日（但し、2024年1月20日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日の14日後の日に先立つ30日間のうち当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2021年12月27日）時点における当社発行済株式総数（4,854,800株）の10%（485,480株）（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。

当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編対象会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編対象会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 11 項乃至第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏

名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 行使請求受付場所

株式会社ANAP 総務部

20. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 渋谷支店

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 930 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（2021 年 12 月 24 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値 400 円を基に決定した。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記の他、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上